



# 平成 20 年 3 月期 中間決算短信

平成 19 年 11 月 13 日

上場会社名 株式会社 豊和銀行  
 コード番号 8559  
 代表者 取締役頭取 榑原 憲治  
 問合せ先責任者 経営管理部長 牧野 郡二  
 半期報告書提出予定日 平成 19 年 12 月 17 日

上場取引所 福岡証券取引所  
 URL <http://www.howabank.co.jp/>

TEL (097)534 - 2611  
 特定取引勘定設置の有無



1. 19 年 9 月期の連結業績 (平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 19 年 9 月 30 日) (百万円未満、小数点第 1 位未満は切捨て)  
 (1) 連結経営成績 (%表示は対前期増減率)

	経常収益		経常利益		中間(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19 年 9 月中間期	6,870	6.8	551	-	428	-
18 年 9 月中間期	6,427	15.5	742	-	833	-
19 年 3 月期	13,762	11.7	6,733	-	7,716	-

	1 株当たり中間 (当期)純利益		潜在株式調整後 1 株当たり 中間(当期)純利益	
	円	銭	円	銭
19 年 9 月中間期	7	23	2	20
18 年 9 月中間期	14	78	-	-
19 年 3 月期	130	12	-	-

(参考) 持分法投資損益 19 年 9 月中間期 百万円 18 年 9 月中間期 百万円 19 年 3 月期 百万円

## (2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1 株当たり純資産	連結自己資本比率 (国内基準)(注)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
19 年 9 月中間期	489,151	14,811	3.0	55 75	(速報値)6.95
18 年 9 月中間期	512,863	12,634	2.4	61 30	7.09
19 年 3 月期	504,109	15,089	2.9	51 00	6.96

(参考) 自己資本 19 年 9 月中間期 14,695 百万円 18 年 9 月中間期 12,521 百万円 19 年 3 月期 14,976 百万円

(注)「連結自己資本比率(国内基準)」は、平成 19 年 3 月期より「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成 18 年金融庁告示第 19 号)」に基づき算出しております。  
 なお、平成 18 年 9 月中間期は旧基準により算出しております。

## (3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
19 年 9 月中間期	15,531	2,661	3	33,980
18 年 9 月中間期	16,787	7,236	8,983	55,910
19 年 3 月期	30,750	11,317	17,970	46,853

## 2. 配当の状況

(基準日)	1 株当たり配当金		
	中間期末	期末	年間
	円 銭	円 銭	円 銭
19 年 3 月期	-	-	-
20 年 3 月期	-	-	-
20 年 3 月期 (予想)	-	-	-

(注) 上記「配当の状況」は、普通株式に係る配当の状況です。当行が発行する普通株式と権利関係の異なる種類株式(非上場)の配当の状況については、3 ページ「種類株式の配当の状況」をご覧ください。

## 3. 20 年 3 月期の連結業績予想 (平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 20 年 3 月 31 日)

(%表示は対前期増減率)

	経常収益		経常利益		当期純利益		1 株当たり当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭
通 期	14,800	7.5	1,600	-	1,500	-	25	29

## 4. その他

- (1) 期中における重要な子会社の異動(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動) 有・無
- (2) 中間連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの)  
会計基準等の改正に伴う変更 有・無  
以外の変更 有・無

(注)詳細は、19ページ「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」をご覧ください。

## (3) 発行済株式数(普通株式)

期末発行済株式数(自己株式を含む)

19年9月中間期 59,444,900株 18年9月中間期 59,444,900株 19年3月期 59,444,900株

期末自己株式数

19年9月中間期 171,563株 18年9月中間期 145,431株 19年3月期 153,685株

(注)1株当たり中間(当期)純利益(連結)の算定の基礎となる株式数については、33ページ「1株当たり情報」をご覧ください。

## (参考)個別業績の概要

## 1. 19年9月期の個別業績(平成19年4月1日～平成19年9月30日)

## (1) 個別経営成績

(%表示は対前期増減率)

	経常収益		経常利益		中間(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19年9月中間期	6,712	7.6	542	-	427	-
18年9月中間期	6,235	15.8	767	-	840	-
19年3月期	13,403	11.8	6,766	-	7,729	-

	1株当たり 中間(当期)純利益		潜在株式調整後1株あ たり中間(当期)純利益	
	円	銭	円	銭
19年9月中間期	7	22	2	19
18年9月中間期	14	18	-	-
19年3月期	130	34	-	-

## (2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産	単体自己資本比率 (国内基準)(注)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
19年9月中間期	488,799	14,615	2.9	57 11	(速報値)6.85
18年9月中間期	512,516	12,447	2.4	58 14	6.99
19年3月期	503,740	14,896	2.9	52 34	6.86

(参考) 自己資本 19年9月中間期 14,615百万円 18年9月中間期 12,447百万円 19年3月期 14,896百万円

(注)「単体自己資本比率(国内基準)」は、平成19年3月期より「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき算出しております。なお、平成18年9月中間期は旧基準により算出しております。

## 2. 20年3月期の個別業績予想(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(%表示は対前期増減率)

	経常収益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭
通 期	14,500	8.2	1,600	-	1,500	-	25	29

## 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

(将来に関する記述等についてのご注意)

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当行が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる仮定及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、「1.経営成績 (1)経営成績の分析」をご覧ください。

## 種類株式の配当の状況

普通株式と権利関係の異なる種類株式に係る1株当たり配当金の内訳及び配当金総額は以下のとおりです。  
(A種優先株式)

(基準日)	1株当たり配当金		
	中間期末	期 末	年 間
	円 銭	円 銭	円 銭
19年3月期	-	-	-
20年3月期	-	-	-
20年3月期 (予想)	-	35 00	35 00

## (B種優先株式)

(基準日)	1株当たり配当金		
	中間期末	期 末	年 間
	円 銭	円 銭	円 銭
19年3月期	-	-	-
20年3月期	-	-	-
20年3月期 (予想)	-	8 00	8 00

## (C種優先株式)

(基準日)	1株当たり配当金		
	中間期末	期 末	年 間
	円 銭	円 銭	円 銭
19年3月期	-	-	-
20年3月期	-	-	-
20年3月期 (予想)	-	18 40	18 40

## 1. 経営成績

## (1) 経営成績に関する分析

## (当中間期の経営成績)

当中間連結会計期間における国内経済は、個人消費には力強さが欠けるものの、輸出企業を中心に好調な企業業績が続き、設備投資も高水準を維持していることから、堅調に推移しました。しかしながら、米国サブプライムローン問題や原油・穀物等商品市況の高騰等、今後の経済状況に悪影響となる可能性がある問題も表面化しております。

金融面では、日本銀行が平成19年2月21日に無担保コールレート翌日物金利の誘導目標の引上げ(0.25% 0.50%)を決定したことを受けて、当行でも平成19年4月16日に短期貸出最優遇金利(短期プライムレート)を2.375%から2.625%に上げました。また、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行され、顧客保護の観点から元本割れ等のリスクがある金融商品の販売・勧誘ルールが変更されております。

当行グループの営業基盤であります大分県経済は、需要好調な自動車・精密機械・鉄鋼・造船等を中心に高操業を続けているほか、設備投資も積極的に行われており、また、好調業種の増産等を背景に雇用情勢の改善が続いていることから個人消費も底堅く推移し、全体的には緩やかな回復が続きました。

このような経営環境のもと、当行グループは、平成18年10月に公表した経営強化計画を着実に実践した結果、連結経営成績は以下のとおりとなりました。

連結経常収益は、6,870百万円(前中間連結会計期間比442百万円増、6.8%増)となりました。これは、資金需要の低迷により貸出金収入が同103百万円減少したものの、有価証券収入や役員取引等収益等が好調に推移したことが影響しております。

連結経常費用は、6,318百万円(前中間連結会計期間比851百万円減、11.8%減)となりました。これは、金利上昇の影響で預金金利が同418百万円増加したものの、信用コストの減少、経営資源の効率化による営業経費の減少が影響しております。

この結果、連結経常利益は、551百万円(前中間連結会計期間比1,294百万円増)、連結中間純利益は428百万円(同1,262百万円増)となり、中間連結会計期間としては3年ぶりに最終利益が黒字となっております。

なお、当行グループは銀行業以外に一部でクレジットカード業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

## (当期の見通し)

通期の見通しにつきましては、国内金利は現状程度で推移するという前提のもと、金融商品取引法施行により金融商品販売が減速するという懸念が存在する一方、貸出金が増加基調に転じており、平成19年10月～平成20年3月の貸出金収入は当中間連結会計期間に比べ増加するとの見込みから、連結経常収益は平成19年5月18日発表の期初通期予想と同額の148億円を予想しております。また、信用コスト等の費用がほぼ予想通りに推移するとの見込みから、連結経常利益・連結当期純利益は期初通期予想と同額のそれぞれ16億円、15億円程度になると予想しております。

なお、上記の業績予想は、当行が現在において入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

(2) 財政状態に関する分析

資産、負債、純資産及びキャッシュ・フローの状況に関する分析

当中間連結会計期間末の資産につきましては、現金預け金が前連結会計年度末比12,891百万円減少、有価証券が同3,716百万円減少、貸出金が同3,255百万円増加し、資産全体で同14,958百万円減少しております。

負債につきましては、預金が前連結会計年度末比14,357百万円減少し、負債全体で同14,679百万円減少しております。

純資産につきましては、株主資本が前連結会計年度末比425百万円増加したものの、その他有価証券評価差額金が同706百万円減少し、純資産全体では同278百万円減少しております。

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、貸出金の増加、預金の減少等により、前連結会計年度末比12,873百万円減少し、33,980百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは15,491百万円となりました。これは、預金が前連結会計年度末比14,357百万円減少、貸出金が同3,255百万円増加したこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは2,661百万円となりました。これは、有価証券が前連結会計年度末比3,716百万円減少したこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは3百万円となりました。これは、自己株式を取得したこと等によるものです。

自己資本比率(国内基準)

連結自己資本比率は、6.95%(速報値)となり、前連結会計年度末比0.00%低下しました。

単体自己資本比率は、6.85%(速報値)となり、前事業年度末比0.01%低下しました。

なお、自己資本比率(連結・単体)は、平成19年3月期より「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき、算出しております。

(3) 利益分配に関する基本方針及び当期の配当

従来から役員報酬の削減に努めるなど、利益の社外流出を抑制してまいりました。当行の企業価値を向上させるため、財務の健全化と収益力の向上を目指した経営改革に努めるとともに、国の資本参加を踏まえ、内部留保の蓄積により財務基盤の安定化を図る観点から、引き続き利益の社外流出を抑制することといたします。なお、優先株式については、当中間期の剰余金の配当は行いませんが、当期の剰余金の配当につきましては、年間配当金総額399百万円を見込んでおります。普通株式につきましては、当期の配当を見送らせていただきます。

(4) 事業等のリスク

当行グループの経営成績、財政状態及び株価等に影響を及ぼすリスクには、以下のようなものがあります。

信用リスク

信用供与先の財務内容の悪化等によって、当行グループの不良債権及び与信関係費用が増加するリスク

市場リスク

金利、株価及び為替の市場変動によって、有価証券等の資産の価値が下落するリスク

流動性リスク

当行グループの業績や財務内容の悪化等が発生した場合、あるいは市場環境が大きく変化した場合に、資金繰りに支障をきたすほか、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされるリスク

オペレーショナルリスク

事務手続きに付随するリスク、及び重大なシステム障害が発生するリスク

その他のリスク

(イ) 風評リスク

当行グループや金融業界等に対する風説・風評により、当行グループの業務運営や財務状況に影響を及ぼすリスク

(ロ) コンプライアンスリスク

役職員による違法行為等が発生するリスク

(ハ) 重要な訴訟等の発生に係るリスク

当行グループに対し訴訟等が提起された場合に当行グループの評価や業績に影響を及ぼすリスク

(ニ) 情報リスク

顧客情報が外部に漏洩するリスク

(ホ) ビジネス戦略が奏功しないリスク

収益力強化のために実施している様々なビジネス戦略が功を奏さないか当初想定していた結果をもたらさないリスク

(ヘ) 規制変更のリスク

将来における規制変更が当行の業務運営や業績及び財務状況に影響を及ぼすリスク

2. 企業集団の状況

最近の有価証券報告書(平成19年6月28日提出)における「事業系統図(事業の内容)」及び「関係会社の状況」から重要な変更がないため開示を省略します。

3. 経営方針

(1) 会社の経営の基本方針、(2)目標とする経営指標、(3)中長期的な会社の経営戦略

平成19年3月期中間決算短信(平成18年11月22日開示)により開示を行った内容から重要な変更がないため開示を省略しております。

当該中間決算短信は、次のURLからご覧いただくことができます。

(当行ホームページ)

<http://www.howabank.co.jp/kabunushi/tanshin.html>

(福岡証券取引所ホームページ)

[http://www.fse.or.jp/web/contents/tanjo\\_kaiji.htm](http://www.fse.or.jp/web/contents/tanjo_kaiji.htm)

#### (4) 会社の対処すべき課題

当行は平成19年11月2日に平成19年度に発覚した2件の不祥事件について公表しております。当行では、昨年10月に策定した業務改善計画に基づき、法令等遵守態勢の強化等による責任ある経営体制を確立させ、地域社会並びにお客さまに真に必要なとされる銀行を目指して取り組んでおりますが、その履行中にかかる事態を招いたことを厳粛に受け止め、今後、かかる不祥事件の再発防止に向けて、法令等遵守態勢を一層整備し、信頼回復に向け役職員一丸となって取り組んでいく所存であります。

また、平成19年9月末における国内基準に係る連結自己資本比率は6.95%、単体自己資本比率は6.85%となりました。健全行の国内基準である4%を上回っているものの、金融機能を維持強化し地域経済への貢献を十分果たしていくためには、一層の財務基盤の強化を目指していかなければならないと考えております。現段階では、内部留保により、平成21年3月末には連結・単体とも自己資本比率が8%を上回ると予想しておりますが、さらに収益性を高め、自己資本の充実を図ってまいります。

当行は、平成18年10月に公表した「経営強化計画」を着実に実践し、お客様の視点に立ち、質の高いサービスを提供するとともに、地域の中小企業や個人のお客様への円滑な資金供給に努め、地域経済の発展に寄与してまいります。

#### (5) その他、会社の経営上重要な事項

当行は、平成18年9月8日付の業務改善命令に基づき、経営責任の明確化を図るため、平成18年10月1日に弁護士等で構成する「経営責任究明特別委員会」を設置していましたが、今般、同委員会から、当行が『平成18年の金融庁検査で過少資本であること等を指摘され、資本増強等の措置を余儀なくされる危機的状況に陥った主たる要因は、旧経営陣が、取締役並びに監査役としての善管注意義務、監視義務等に違反し、極めて安易かつ杜撰な融資を繰り返し、又は放任すること等によって不良債権額を著しく増大させてきたためであり、再びかかる事態を招くことの無いよう、旧経営陣の責任を追及する必要がある。』旨の調査報告を受けました。

当行では、同委員会の調査報告を踏まえ、平成19年4月20日に大分地方裁判所に旧経営陣に対する損害賠償請求訴訟を提起しました。取締役並びに監査役としての善管注意義務、監視義務等の違反による損失額約82億円の内の一部請求として、旧取締役及び旧監査役の8名を被告とし、各自に対し金20億円の支払い(連帯債務)を求めるものです。

4. 中間連結財務諸表

(1) 中間連結貸借対照表

科目	注記番号	前中間連結会計期間末 (A) (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (B) (平成19年9月30日)		対前中 間期比 (B)-(A)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	増減(百万 円)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(資産の部)</b>								
現金預け金	6	64,037	12.49	45,063	9.21	18,973	57,955	11.50
買入金銭債権		13	0.00	8	0.00	4	11	0.00
商品有価証券				71	0.01	71		
有価証券	6.12	94,787	18.48	95,419	19.51	631	99,135	19.67
貸出金	1 ~ 5.7	359,851	70.17	360,352	73.67	500	357,097	70.84
外国為替	5	62	0.01	74	0.02	12	116	0.02
その他資産	6	3,620	0.70	3,175	0.65	445	3,297	0.65
有形固定資産	8 ~ 10	9,481	1.85	8,927	1.82	553	9,082	1.80
無形固定資産		271	0.05	193	0.04	78	221	0.04
繰延税金資産		2,599	0.51	1,953	0.40	646	1,943	0.39
支払承諾見返	12	3,497	0.68	2,594	0.53	903	2,991	0.59
貸倒引当金		25,359	4.94	28,683	5.86	3,324	27,742	5.50
資産の部合計		512,863	100.00	489,151	100.00	23,712	504,109	100.00
<b>(負債の部)</b>								
預金	6	485,518	94.67	460,303	94.10	25,214	474,661	94.16
借入金		447	0.09	349	0.07	98	357	0.07
外国為替		0	0.00	0	0.00	0	0	0.00
社債	11	7,000	1.36	7,000	1.43		7,000	1.39
その他負債		1,942	0.38	2,283	0.47	340	2,155	0.43
賞与引当金		4	0.00	107	0.02	103	114	0.02
退職給付引当金		489	0.10	420	0.09	69	457	0.09
再評価に係る繰延 税金負債	8	1,327	0.26	1,280	0.26	46	1,280	0.26
支払承諾	12	3,497	0.68	2,594	0.53	903	2,991	0.59
負債の部合計		500,228	97.54	474,339	96.97	25,888	489,019	97.01
<b>(純資産の部)</b>								
資本金		7,995	1.56	12,495	2.55	4,500	12,495	2.48
資本剰余金		4,500	0.88	1,350	0.28	3,149	9,000	1.78
利益剰余金		755	0.15	507	0.10	1,263	7,569	1.50
自己株式		62	0.01	65	0.01	3	63	0.01
株主資本合計		11,678	2.28	14,288	2.92	2,610	13,862	2.75
その他有価証券評 価差額金		912	0.18	1,279	0.26	367	573	0.11
土地再評価差額金	8	1,755	0.34	1,686	0.35	69	1,686	0.33
評価・換算差額等合 計		843	0.16	407	0.09	436	1,113	0.22
少数株主持分		113	0.02	115	0.02	2	113	0.02
純資産の部合計		12,634	2.46	14,811	3.03	2,176	15,089	2.99
負債及び純資産の 部合計		512,863	100.00	489,151	100.00	23,712	504,109	100.00



(2) 中間連結損益計算書

区分	注記 番号	前中間連結会計期間(A) (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)		当中間連結会計期間(B) (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)		対前中 間期比 (B)-(A)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
		金額(百万 円)	百分比(%)	金額(百万 円)	百分比 (%)		増減 (百万円)	金額(百万円)
経常収益		6,427	100.00	6,870	100.00	442	13,762	100.00
資金運用収益		5,425		5,712		286	11,043	
(うち貸出金利息)		(4,863)		(4,760)		(103)	9,646	
(うち有価証券利 息配当金)		(507)		(810)		(302)	1,231	
役務取引等収益		787		887		99	1,614	
その他業務収益		142		202		60	372	
その他経常収益		71		67		4	731	
経常費用		7,170	111.56	6,318	91.97	851	20,496	148.93
資金調達費用		313		732		418	811	
(うち預金利息)		(213)		(632)		(418)	609	
役務取引等費用		587		527		60	1,123	
その他業務費用		388		255		133	666	
営業経費		3,431		3,123		308	6,825	
その他経常費用	1	2,447		1,680		767	11,068	
経常利益(損失)		742	11.56	551	8.03	1,294	6,733	48.93
特別利益		15	0.24	4	0.07	10	18	0.14
特別損失	2,3	79	1.23	102	1.50	23	340	2.47
税金等調整前中間(当 期)純利益(損失)		806	12.55	453	6.60	1,259	7,055	51.26
法人税、住民税及び事 業税		23	0.36	31	0.47	8	48	0.35
法人税等調整額		4	0.07	9	0.14	5	604	4.40
少数株主利益		8	0.13	2	0.03	6	8	0.06
中間(当期)純利益(損 失)		833	12.97	428	6.24	1,262	7,716	56.07

## (3) 中間連結株主資本等変動計算書

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	7,700	6,401	10,522	58	3,520
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	4,500	4,500			9,000
資本の減少	4,204		4,204		
資本準備金の取崩(注)		6,401	6,401		
中間純損失			833		833
子会社清算による利益剰余金の減少			17		17
自己株式の取得				3	3
自己株式の処分			0	0	0
土地再評価差額金の取崩			12		12
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計	295	1,901	9,767	3	8,157
平成18年9月30日残高	7,995	4,500	755	62	11,678

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高	232	1,767	1,535	105	5,161
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行					9,000
資本の減少					
資本準備金の取崩(注)					
中間純損失					833
子会社清算による利益剰余金の減少					17
自己株式の取得					3
自己株式の処分					0
土地再評価差額金の取崩					12
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	680	12	692	8	683
中間連結会計期間中の変動額合計	680	12	692	8	7,473
平成18年9月30日残高	912	1,755	843	113	12,634

(注)平成18年6月の定時株主総会における損失処理項目であります。

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	12,495	9,000	7,569	63	13,862
中間連結会計期間中の変動額					
資本準備金の取崩(注)		7,649	7,649		
中間純利益			428		428
自己株式の取得				3	3
自己株式の処分			0	0	0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計		7,649	8,077	2	425
平成19年9月30日残高	12,495	1,350	507	65	14,288

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成19年3月31日残高	573	1,686	1,113	113	15,089
中間連結会計期間中の変動額					
資本準備金の取崩(注)					
中間純利益					428
自己株式の取得					3
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	706		706	2	704
中間連結会計期間中の変動額合計	706		706	2	278
平成19年9月30日残高	1,279	1,686	407	115	14,811

(注)平成19年6月の定時株主総会における損失処理項目であります。

## 前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	7,700	6,401	10,522	58	3,520
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	9,000	9,000			18,000
資本の減少	4,204		4,204		
資本準備金の取崩(注)		6,401	6,401		
当期純損失			7,716		7,716
子会社清算による利益剰余金の減少			17		17
自己株式の取得				5	5
自己株式の処分			0	0	0
土地再評価差額金の取崩			81		81
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	4,795	2,598	2,952	4	10,341
平成19年3月31日残高	12,495	9,000	7,569	63	13,862

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高	232	1,767	1,535	105	5,161
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					18,000
資本の減少					
資本準備金の取崩(注)					
当期純損失					7,716
子会社清算による利益剰余金の減少					17
自己株式の取得					5
自己株式の処分					0
土地再評価差額金の取崩					81
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	340	81	421	8	413
連結会計年度中の変動額合計	340	81	421	8	9,928
平成19年3月31日残高	573	1,686	1,113	113	15,089

(注)平成18年6月の定時株主総会における損失処理項目であります。

(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書

		前中間連結会計期間 (A) (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (B) (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	対前中 間期比 (B)-(A)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	増減 (百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税金等調整前中間(当期)純利益(は 税金等調整前中間(当期)純損失)		806	453	1,259	7,055
減価償却費		201	187	14	391
減損損失		34	18	16	250
貸倒引当金の増減( )額		2,318	940	1,378	4,702
賞与引当金の増減( )額		134	7	127	24
退職給付引当金の増減( )額		54	37	17	86
資金運用収益		5,425	5,712	286	11,043
資金調達費用		313	732	418	811
有価証券関係損益( )		21	265	230	140
有形固定資産処分損益( )		1	1	0	15
無形固定資産処分損益( )			0	0	
貸出金の純増( )減		10,585	3,255	13,840	13,339
預金の純増減( )		29,441	14,357	15,084	40,299
借入金の純増減( )		91	8	83	181
預け金(日銀預け金を除く)の純増 ( )減		219	18	201	2,755
コールローン等の純増( )減		1	2	1	3
外国為替(資産)の純増( )減		78	41	36	23
外国為替(負債)の純増減( )		0	0	0	0
資金運用による収入		5,355	5,733	420	10,895
資金調達による支出		290	533	242	687
その他		271	23	286	789
小計		16,841	15,491	1,340	30,770
法人税等の還付額		75	41	36	77
法人税等の支払額		22	81	58	57
営業活動によるキャッシュ・フロー		16,787	15,531	1,246	30,750
投資活動によるキャッシュ・フロー					
有価証券の取得による支出		19,788	16,135	3,652	58,897
有価証券の売却による収入		5,775	7,507	1,742	18,270
有価証券の償還による収入		6,800	11,302	4,502	29,290
有形固定資産の取得による支出		21	27	5	66
無形固定資産の取得による支出		4	44	39	5
有形固定資産の売却による収入		2	37	35	91
無形固定資産の売却による収入			20	20	
投資活動によるキャッシュ・フロー		7,236	2,661	9,907	11,317
財務活動によるキャッシュ・フロー					
株式の発行による収入		9,000		9,000	18,000
株式交付費の支払額		13		13	24
配当金支払額		0	0	0	0
自己株式の取得による支出		3	3	0	5
自己株式の売却による収入		0	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー		8,983	3	8,986	17,970
現金及び現金同等物に係る換算差額					
現金及び現金同等物の増加額		15,040	12,873	2,167	24,097
現金及び現金同等物の期首残高		70,950	46,853	24,097	70,950
現金及び現金同等物の期末残高		55,910	33,980	21,929	46,853

## 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 1社 主要な会社名 ㈱ほうわバンクカード  ほうわビジネスサービス ㈱については、清算手続きが 終了したため、連結の範囲から 除いております。 (2) 非連結子会社は該当ありませ ん。	(1) 連結子会社 1社 主要な会社名 ㈱ほうわバンクカード  同 左 (2) 同 左	(1) 連結子会社 1社 主要な会社名 ㈱ほうわバンクカード  ほうわビジネスサービス ㈱については、清算手続きが 終了したため、連結の範囲から 除いております。 (2) 同 左
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社は該 当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会 社は該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社は 該当ありません。	(1) 同 左 (2) 同 左 (3) 同 左 (4) 同 左	(1) 同 左 (2) 同 左 (3) 同 左 (4) 同 左
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次 のとおりであります。 9月末日 1社	連結子会社の中間決算日は次 のとおりであります。 9月末日 1社	連結子会社の決算日は次のと おりであります。 3月末日 1社
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及 び評価方法 商品有価証券の評価は、時価 法(売却原価は主として移動平 均法により算定)により行って おります。 (2) 有価証券の評価基準及び評 価方法 有価証券の評価は、満期保有 目的の債券については移動平 均法による償却原価法(定額 法) 其他有価証券のうち時 価のあるものについては中間 連結決算日の市場価格等に基 づく時価法(売却原価は主と して移動平均法により算定) 時 価のないものについては移動 平均法による原価法又は償却 原価法により行っております。 なお、其他有価証券の評価 差額については、全部純資産直 入法により処理しております。 (3) デリバティブ取引の評価基 準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、 時価法により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及 び評価方法 同 左 (2) 有価証券の評価基準及び評 価方法 同 左 (3) デリバティブ取引の評価基 準及び評価方法 同 左	(1) 商品有価証券の評価基準及 び評価方法 同 左 (2) 有価証券の評価基準及び評 価方法 有価証券の評価は、満期保有 目的の債券については移動平 均法による償却原価法(定額 法) 其他有価証券のうち時 価のあるものについては連結 決算日の市場価格等に基づく 時価法(売却原価は主として移 動平均法により算定) 時価の ないものについては移動平均 法による原価法又は償却原価 法により行っております。 なお、其他有価証券の評価 差額については、全部純資産直 入法により処理しております。 (3) デリバティブ取引の評価基 準及び評価方法 同 左

	前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：39年～47年 動産：4年～6年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：39年～47年 動産：4年～6年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ0百万円減少しております。 (追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これにより、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ8百万円減少しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：39年～47年 動産：4年～6年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>
	<p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>無形固定資産 同 左</p>	<p>無形固定資産 同 左</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法 株式交付費 株式交付費は、その他資産に計上し、3年で定額法により償却しております。 社債発行費 社債発行費は、その他資産に計上し、3年間の均等償却を行っております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 株式交付費 同 左  社債発行費 同 左</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 株式交付費 同 左  社債発行費 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準            当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間(算定期間)について、前連結会計年度より将来の予想損失を勘案し9月末及び3月末を基準日とする5算定期間)における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準            当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間(算定期間)については将来の予想損失を勘案し9月末及び3月末を基準日とする5算定期間)における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準            同左</p>
	<p>(7) 賞与引当金の計上基準            賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(7) 賞与引当金の計上基準            同左</p>	<p>(7) 賞与引当金の計上基準            賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>



	前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務:その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(1,407百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 同 左</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務:その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(1,407百万円)(代行返上後)については、15年による按分額を費用処理しております。</p>
	<p>(9) _____</p>	<p>(9) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積ることができ金額を計上しております。内容は次のとおりです。 ・預金払戻損失引当金 預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った預金の払戻請求に基づく支払に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、一定の要件を満たす預金については、負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用処理してまいりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以降開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は17百万円増加し、経常利益は同額減少しております。また、特別損失は79百万円増加し、税金等調整前中間純利益は</p>	<p>(9) _____</p>

	前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
		96百万円減少しております。	
	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産及び負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 同 左	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産及び負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(11) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11) リース取引の処理方法 同 左	(11) リース取引の処理方法 同 左
	(12) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(12) 消費税等の会計処理 同 左	(12) 消費税等の会計処理 同 左
5.(中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同 左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は12,521百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告) 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告) 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は14,976百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告) 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告) 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準を適用しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する実務対応報告) 「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の均等償却を行っております。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針) 企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当中間連結会計期間から適用しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用しております。なお、これによる影響はありません。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する実務対応報告) 「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることとなったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の均等償却を行っております。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 60 号平成 18 年 4 月 28 日)により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益( )」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益( )」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,556百万円、延滞債権額は38,882百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は99百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,796百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は56,334百万円であります。</p> <p>なお、1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,433百万円であります。</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,701百万円、延滞債権額は31,879百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は317百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,499百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は50,398百万円あります。</p> <p>なお、1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,190百万円あります。</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,347百万円、延滞債権額は31,881百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は117百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,931百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,278百万円あります。</p> <p>なお、1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,036百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>6.担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産          有価証券 31,167 百万円          預け金 3 百万円          担保資産に対応する債務          預金 613 百万円</p> <p>上記のほか、内国為替決済、公金収納の取引の担保として、預け金 63 百万円、有価証券 19,734 百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は 25 百万円であります。</p> <p>7.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約は、契約残存期間が1年以内の任意の時期に無条件で取消可能なもので、融資未実行残高は、26,796 百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>6.担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産          有価証券 23,618 百万円          預け金 3 百万円          担保資産に対応する債務          預金 811 百万円</p> <p>上記のほか、内国為替決済、公金収納の取引の担保として、預け金 62 百万円、有価証券 14,218 百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は 1,027 百万円であります。</p> <p>7.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約は、契約残存期間が1年以内の任意の時期に無条件で取消可能なもので、融資未実行残高は、23,479 百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>6.担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産          有価証券 26,599 百万円          預け金 3 百万円          担保資産に対応する債務          預金 527 百万円</p> <p>上記のほか、内国為替決済、公金収納の取引の担保として、預け金 62 百万円、有価証券 15,107 百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は 1,027 百万円であります。</p> <p>7.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約は、契約残存期間が1年以内の任意の時期に無条件で取消可能なもので、融資未実行残高は、24,811 百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年4月1日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,346百万円</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額 6,117百万円</p> <p>10. 有形固定資産の圧縮記帳額 538百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>11. 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,213百万円</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額 6,093百万円</p> <p>10. 有形固定資産の圧縮記帳額 538百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>11. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は200百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ100百万円減少します。</p>	<p>8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,195百万円</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額 6,255百万円</p> <p>10. 有形固定資産の圧縮記帳額 538百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 百万円)</p> <p>11. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は200百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ200百万円減少しております。</p>



## (中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																																																
<p>1. その他経常費用には、貸出金償却30百万円、貸倒引当金繰入額2,340百万円、株式売却損8百万円、債権売却損19百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常費用には、貸出金償却23百万円、貸倒引当金繰入額1,291百万円、株式等償却272百万円、債権売却損16百万円、預金払戻損失引当金繰入額17百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他の経常費用には、貸出金償却60百万円、株式等償却422百万円、債権売却損1,664百万円を含んでおります。</p>																																																																																																																																
<p>2. 当中間連結会計期間において、以下の資産について地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額34百万円を特別損失に計上しております。</p>	<p>2. 当中間連結会計期間において、以下の資産について地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額18百万円を特別損失に計上しております。</p>	<p>2. 当連結会計年度において、以下の資産について地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額250百万円を特別損失に計上しております。</p>																																																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大分県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>27百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3物件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>営業用店舗</td> <td>建物</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1物件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大分県外</td> <td>遊休資産</td> <td>建物</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1物件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>34百万円</td> </tr> </tbody> </table>	場所	主な用途	種類	減損損失	大分県内	遊休資産	土地	27百万円			3物件			営業用店舗	建物	6百万円			1物件		大分県外	遊休資産	建物	0百万円			1物件		合計			34百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大分県内</td> <td>営業用店舗</td> <td>建物</td> <td>18百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1物件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>18百万円</td> </tr> </tbody> </table>	場所	主な用途	種類	減損損失	大分県内	営業用店舗	建物	18百万円			1物件		合計			18百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大分県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>27百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3物件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>営業用店舗</td> <td>土地</td> <td>37百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5物件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>"</td> <td>建物</td> <td>89百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>"</td> <td>動産</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>寮・社宅</td> <td>土地</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2物件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>"</td> <td>建物</td> <td>39百万円</td> </tr> <tr> <td>大分県外</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>40百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1物件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>"</td> <td>建物</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>営業用店舗</td> <td>建物</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1物件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>"</td> <td>借地権</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>寮・社宅</td> <td>土地</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1物件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>"</td> <td>建物</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>250百万円</td> </tr> </tbody> </table>	場所	主な用途	種類	減損損失	大分県内	遊休資産	土地	27百万円			3物件			営業用店舗	土地	37百万円			5物件			"	建物	89百万円		"	動産	2百万円		寮・社宅	土地	1百万円			2物件			"	建物	39百万円	大分県外	遊休資産	土地	40百万円			1物件			"	建物	5百万円		営業用店舗	建物	1百万円			1物件			"	借地権	4百万円		寮・社宅	土地	1百万円			1物件			"	建物	0百万円	合計			250百万円
場所	主な用途	種類	減損損失																																																																																																																															
大分県内	遊休資産	土地	27百万円																																																																																																																															
		3物件																																																																																																																																
	営業用店舗	建物	6百万円																																																																																																																															
		1物件																																																																																																																																
大分県外	遊休資産	建物	0百万円																																																																																																																															
		1物件																																																																																																																																
合計			34百万円																																																																																																																															
場所	主な用途	種類	減損損失																																																																																																																															
大分県内	営業用店舗	建物	18百万円																																																																																																																															
		1物件																																																																																																																																
合計			18百万円																																																																																																																															
場所	主な用途	種類	減損損失																																																																																																																															
大分県内	遊休資産	土地	27百万円																																																																																																																															
		3物件																																																																																																																																
	営業用店舗	土地	37百万円																																																																																																																															
		5物件																																																																																																																																
	"	建物	89百万円																																																																																																																															
	"	動産	2百万円																																																																																																																															
	寮・社宅	土地	1百万円																																																																																																																															
		2物件																																																																																																																																
	"	建物	39百万円																																																																																																																															
大分県外	遊休資産	土地	40百万円																																																																																																																															
		1物件																																																																																																																																
	"	建物	5百万円																																																																																																																															
	営業用店舗	建物	1百万円																																																																																																																															
		1物件																																																																																																																																
	"	借地権	4百万円																																																																																																																															
	寮・社宅	土地	1百万円																																																																																																																															
		1物件																																																																																																																																
	"	建物	0百万円																																																																																																																															
合計			250百万円																																																																																																																															
<p>資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却予定額及び不動産鑑定評価基準等により評価しております。</p>	<p>資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位を基本とし、エリア制を導入している地域については母店と衛星店を合わせたエリア単位をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価基準等により評価しております。</p> <p>(資産のグルーピングの変更) 従来、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位をグルーピングの単位としておりました。金融機能強化のための特別措置に関する法律第4条に基づき策定した「経営強化計画」により、平成18年10月より営業店をフルバンキング機能を有する「母店」と窓口業務に特化した「衛星店」に移行するエリア制を一部地域に導入し、エリア制を導入している地域については管理会計の単位を母店と衛星店を合わせたエリア単位としております。これに伴い、資産のグルーピングの単位を変更しております。</p> <p>なお、この変更による損益に与える影響はございません。</p>	<p>資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価基準等により評価しております。</p>																																																																																																																																
	<p>3. 特別損失には、過年度預金払戻損失引当金繰入額79百万円を含んでおります。</p>	<p>3. その他の特別損失には、その他資産償却27百万円、早期退職制度に伴う退職加算金44百万円を含んでおります。</p>																																																																																																																																

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期 間増加株式数(千 株)	当中間連結会計期 間減少株式数(千 株)	当中間連結会計期 間末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	59,444			59,444
A種優先株式(注)1		6,000		6,000
B種優先株式(注)1		3,000		3,000
合計	59,444	9,000		68,444
自己株式				
普通株式(注)2、3	131	14	0	145
合計	131	14	0	145

(注)1. A種優先株式の発行済株式総数の増加6,000千株及びB種優先株式の発行済株式総数の増加3,000千株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加14千株は、単位未満株式の買取による増加であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単位未満株式の売却による減少であります。

2. 当行の配当について、当中間連結会計期間中の配当金支払額、及び基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるものはございません。

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期 間増加株式数(千 株)	当中間連結会計期 間減少株式数(千 株)	当中間連結会計期 間末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	59,444			59,444
A種優先株式	6,000			6,000
B種優先株式	3,000			3,000
C種優先株式	9,000			9,000
合計	77,444			77,444
自己株式				
普通株式(注)1、2	153	20	2	171
合計	153	20	2	171

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加20千株は、単位未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少2千株は、単位未満株式の売却による減少であります。

2. 当行の配当について、当中間連結会計期間中の配当金支払額、及び基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるものはございません。

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	59,444			59,444
A種優先株式(注)1		6,000		6,000
B種優先株式(注)1		3,000		3,000
C種優先株式(注)1		9,000		9,000
合計	59,444	18,000		77,444
自己株式				
普通株式(注)2、3	131	24	2	153
合計	131	24	2	153

(注)1. A種優先株式の発行済株式総数の増加6,000千株、B種優先株式の発行済株式総数の増加3,000千株及びC種優先株式の発行済株式総数の増加9,000千株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加24千株は、単位未満株式の買取による増加であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少2千株は、単位未満株式の売却による減少であります。

2. 当行の配当について、当連結会計年度中の配当金支払額、及び基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるものはございません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成18年9月30日現在 現金預け金勘定 64,037 百万円 定期預け金 7,570 百万円 その他預け金 556 百万円 現金及び現金同等物 55,910 百万円	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 45,063 百万円 定期預け金 10,559 百万円 その他預け金 524 百万円 現金及び現金同等物 33,980 百万円	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年3月31日現在 現金預け金勘定 57,955 百万円 定期預け金 10,559 百万円 その他預け金 542 百万円 現金及び現金同等物 46,853 百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(借手側)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 950 百万円 合計 950 百万円</p> <p>減価償却累計額</p> <p>動産 679 百万円 合計 679 百万円</p> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>動産 271 百万円 合計 271 百万円</p> <p>2. 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 143 百万円 1年超 142 百万円 合計 285 百万円</p> <p>3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <p>支払リース料 92 百万円 減価償却費相当額 84 百万円 支払利息相当額 5 百万円</p> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については利息法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	<p>(借手側)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 537 百万円 合計 537 百万円</p> <p>減価償却累計額</p> <p>動産 400 百万円 合計 400 百万円</p> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>動産 137 百万円 合計 137 百万円</p> <p>2. 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 78 百万円 1年超 66 百万円 合計 145 百万円</p> <p>3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <p>支払リース料 68 百万円 減価償却費相当額 62 百万円 支払利息相当額 3 百万円</p> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については利息法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	<p>(借手側)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 837 百万円 合計 837 百万円</p> <p>減価償却累計額</p> <p>動産 637 百万円 合計 637 百万円</p> <p>年度末残高相当額</p> <p>動産 200 百万円 合計 200 百万円</p> <p>2. 未経過リース料年度末残高相当額</p> <p>1年内 108 百万円 1年超 102 百万円 合計 211 百万円</p> <p>3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <p>支払リース料 175 百万円 減価償却費相当額 159 百万円 支払利息相当額 10 百万円</p> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>5. 利息相当額の算定方法 利息相当額の各連結会計年度への配分方法については利息法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸手側)                      リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高</p> <p>取得価額</p> <p>動産 80百万円                      合計 80百万円</p> <p>減価償却累計額</p> <p>動産 48百万円                      合計 48百万円</p> <p>中間連結会計期間末残高</p> <p>動産 31百万円                      合計 31百万円</p> <p>2. 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 14百万円                      1年超 20百万円                      合計 34百万円</p> <p>このうち、転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料の中間連結会計期間末残高相当額は26百万円(うち1年以内11百万円)であります。なお、借手側の残高はおおむね同一であり、借手側の注記2.未経過リース料年度末残高相当額に含まれております。</p> <p>3. 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <p>受取リース料 8百万円                      減価償却費 7百万円                      受取利息相当額 1百万円</p> <p>4. 利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については利息法によっております。</p> <p>(減損損失について)                      リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	<p>(貸手側)                      リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高</p> <p>取得価額</p> <p>動産 73百万円                      合計 73百万円</p> <p>減価償却累計額</p> <p>動産 56百万円                      合計 56百万円</p> <p>中間連結会計期間末残高</p> <p>動産 17百万円                      合計 17百万円</p> <p>2. 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 11百万円                      1年超 8百万円                      合計 20百万円</p> <p>このうち、転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料の中間連結会計期間末残高相当額は15百万円(うち1年以内9百万円)であります。なお、借手側の残高はおおむね同一であり、借手側の注記2.未経過リース料年度末残高相当額に含まれております。</p> <p>3. 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <p>受取リース料 8百万円                      減価償却費 7百万円                      受取利息相当額 0百万円</p> <p>4. 利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については利息法によっております。</p> <p>(減損損失について)                      リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	<p>(貸手側)                      リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び年度末残高</p> <p>取得価額</p> <p>動産 73百万円                      合計 73百万円</p> <p>減価償却累計額</p> <p>動産 49百万円                      合計 49百万円</p> <p>年度末残高</p> <p>動産 24百万円                      合計 24百万円</p> <p>2. 未経過リース料年度末残高相当額</p> <p>1年内 13百万円                      1年超 13百万円                      合計 27百万円</p> <p>このうち、転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料の年度末残高相当額は19百万円(うち1年以内9百万円)であります。なお、借手側の残高はおおむね同一であり、借手側の注記2.未経過リース料年度末残高相当額に含まれております。</p> <p>3. 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <p>受取リース料 16百万円                      減価償却費 13百万円                      受取利息相当額 2百万円</p> <p>4. 利息相当額の算定方法</p> <p>利息相当額の各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について)                      リース資産に配分された減損損失はありません。</p>

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	13,013	13,210	196
社債	300	301	1
合計	13,313	13,511	198

(注)時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	7,537	7,493	43
債券	61,797	61,098	699
国債	33,954	33,581	372
地方債	8,740	8,674	65
社債	19,102	18,842	260
その他	11,152	10,982	169
合計	80,487	79,574	912

(注)1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%超下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,418
社債	100
その他証券	380

(注) 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のない株式について0百万円減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、当該株式の発行会社の財務状況から算出した当該株式の期末における実質価額が取得原価に比べ、50%超下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	16,501	16,797	295
合計	16,501	16,797	295

(注)時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	6,845	6,386	458
債券	55,324	54,739	584
国債	28,393	27,978	417
地方債	7,335	7,307	28
社債	19,592	19,454	138
その他	16,064	15,828	236
合計	78,234	76,954	1,279

(注)1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について130百万円減損処理を行っております。なお、時価のある株式の減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%超下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,409
社債	200
その他証券	353

(注) 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のない株式について141百万円減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、当該株式の発行会社の財務状況から算出した当該株式の期末における実質価額が取得原価に比べ、50%超下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券		

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	15,509	15,752	242	244	1
社債	300	300	0	0	
合計	15,809	16,052	243	244	1

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	7,151	7,338	187	870	683
債券	59,561	58,891	669	138	808
国債	29,951	29,460	490	25	516
地方債	9,917	9,906	10	53	63
社債	19,692	19,524	167	60	228
その他	15,269	15,178	90	42	133
合計	81,981	81,408	573	1,051	1,624

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について421百万円、時価のない株式について0百万円減損処理を行っております。なお、時価のある株式の減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%超下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。時価のない株式の減損処理にあたっては、期末における時価相当額が取得原価に比べ50%超下落した場合には全て減損処理を行っております。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	13,353	419	119

5. 時価のない有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,366
社債	200
その他証券	351

6. 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。

## 7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	5,394	24,919	34,219	10,367
国債	3,995	11,964	18,940	10,069
地方債		4,106	5,800	
社債	1,398	8,848	9,479	298
その他	418	3,114	11,003	
合計	5,812	28,033	45,223	10,367

## (金銭の信託関係)

- 運用目的の金銭の信託  
前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度 該当ありません
- 満期保有目的の金銭の信託  
前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度 該当ありません
- その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)  
前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度 該当ありません

## (その他有価証券評価差額金)

その他有価証券評価差額金

(中間)連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日) 金額(百万円)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日) 金額(百万円)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日) 金額(百万円)
評価差額	912	1,279	573
その他有価証券	912	1,279	573
その他の金銭の信託			
(+ )繰延税金資産(又は (- )繰延税金負債)			
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	912	1,279	573
(- )少数株主持分相当額			
(+ )持分法適用会社が所有 するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持 分相当額			
その他有価証券評価差額金	912	1,279	573

## (デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約			
	売建	2		
	買建	2	0	0
	合計		0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

- 株式関連取引(平成18年9月30日現在)  
該当ありません。
- 債券関連取引(平成18年9月30日現在)  
該当ありません。
- 商品関連取引(平成18年9月30日現在)  
該当ありません。
- クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)  
該当ありません。

## 当中間連結会計期間末

- (1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)  
該当ありません。
- (2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約			
	売建	11	0	0
	買建	5	0	0
	合計		0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

- (3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)  
該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)  
該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)  
該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)  
該当ありません。

## 前連結会計年度

## 1. 取引の状況に関する事項

- (1) 取組方針・利用目的  
当行は、運用資産の一部について金利変動リスク及び為替変動リスクを回避することを目的に必要に応じ、デリバティブ取引を利用することとしております。
- (2) 取引の内容  
当行は、主にお客様の為替予約に対するカバー取引を目的として為替予約を行っております。なお、連結子会社にデリバティブ取引はありません。
- (3) 取引に係るリスクの内容  
当行が利用している為替予約取引については顧客の予約履行に対する信用リスクがあります。
- (4) 取引に係るリスク管理体制  
当行では、権限規程及び取引限度額を定めて取引を行うとともに十分な相互牽制体制を敷いております。

## 2. 取引の時価等に関する事項

- (1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)  
該当ありません。
- (2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	26		0	0
	買建	2		0	0
	合計			0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

期末の仲値に基づき算定しております。

- (3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)  
該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)  
該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)  
該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)  
該当ありません。



(セグメント情報)

a. 事業の種類別セグメント情報

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)及び前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)連結会社は銀行業以外に一部でリース業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

b. 所在地別セグメント情報

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)及び前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)在外連結子会社及び在外支店がないため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

c. 国際業務経常収益

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)及び前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	61.30	55.75	51.00
1株当たり中間(当期)純利益	円	14.78	7.23	130.12
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円		2.20	

(注)1. 前中間連結会計期間及び前連結会計年度において、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため記載していません。

2. 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	833	428	7,716
普通株主に帰属しない金額	百万円			
普通株式に係る当期純利益	百万円	833	428	7,716
普通株式の期中平均株式数	千株	59,307	59,284	59,300
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円			
普通株式増加数	千株		135,714	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		B種優先株式(発行済株式数3百万株、引受先株式会社西日本シティ銀行)		B種優先株式(発行済株式数3百万株、引受先株式会社西日本シティ銀行)、C種優先株式(発行済株式数9百万株、引受先株式会社整理回収機構)

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
増資について 当行は、平成18年11月22日開催の取締役会において、株式会社整理回収機構を引受先とする優先株式90億円の発行を下記のとおり決議し、平成18年12月18日に払込が完了しました。 ・目的 財務基盤の強化のため。 ・募集株式の種類 株式会社豊和銀行第1回C種優先株式 ・募集株式の数 9,000,000株 ・払込金額 1株につき1,000円 ・資本組入額 1株につき500円 ・発行方法 第三者割当の方法により、株式会社整理回収機構に対して全株式を割り当てる。		債権の取立不能のおそれについて 当行の取引先である株式会社ソゴウは、平成19年6月6日大分地方裁判所へ破産手続開始申立を行いました。同日現在の同社の負債総額は1,039百万円であります。 当行の同社に対する債権額は850百万円で、担保等を控除した回収不能見込額は450百万円であり、翌連結会計年度において同額を損失処理する予定であります。

5. 中間個別財務諸表  
(1) 中間貸借対照表

科目	注記番号	前中間会計期間末(A) (平成18年9月30日)		当中間会計期間末(B) (平成19年9月30日)		対前中 間期比 (B)-(A)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	増減 (百万円)	金額 (百万円)	構成比 (%)
<b>(資産の部)</b>								
現金預け金	7	64,036	12.50	45,063	9.22	18,973	57,954	11.51
買入金銭債権		13	0.00	8	0.00	4	11	0.00
商品有価証券				71	0.01	71		
有価証券	1.7.13	94,430	18.43	95,061	19.45	631	98,778	19.61
貸出金	2~6.8	360,134	70.27	360,593	73.77	458	357,345	70.94
外国為替		62	0.01	74	0.02	12	116	0.02
その他資産	7	3,252	0.63	2,823	0.58	428	2,933	0.58
有形固定資産	9.10.11	9,470	1.85	8,918	1.82	551	9,069	1.80
無形固定資産		270	0.05	192	0.04	78	220	0.04
繰延税金資産		2,574	0.50	1,904	0.39	670	1,904	0.38
支払承諾見返	13	3,497	0.68	2,594	0.53	903	2,991	0.59
貸倒引当金		25,225	4.92	28,507	5.83	3,282	27,585	5.47
資産の部合計		512,516	100.00	488,799	100.00	23,717	503,740	100.00
<b>(負債の部)</b>								
預金	7	485,548	94.74	460,339	94.18	25,209	474,699	94.24
借入金		447	0.09	349	0.07	98	357	0.07
外国為替		0	0.00	0	0.00	0	0	0.00
社債	12	7,000	1.37	7,000	1.43		7,000	1.39
その他負債		1,753	0.34	2,092	0.43	339	1,942	0.39
賞与引当金		4	0.00	106	0.02	102	113	0.02
退職給付引当金		489	0.09	420	0.09	69	457	0.09
再評価に係る繰延税金負債	9	1,327	0.26	1,280	0.26	46	1,280	0.25
支払承諾	13	3,497	0.68	2,594	0.53	903	2,991	0.59
負債の部合計		500,069	97.57	474,184	97.01	25,885	488,843	97.04
<b>(純資産の部)</b>								
資本金		7,995	1.56	12,495	2.55	4,500	12,495	2.48
資本剰余金		4,500	0.88	1,350	0.28	3,149	9,000	1.79
資本準備金		4,500		1,350		3,149	9,000	
利益剰余金		828	0.16	427	0.09	1,256	7,649	1.52
その他利益剰余金		828		427		1,256	7,649	
繰越利益剰余金		828		427		1,256	7,649	
自己株式		62	0.01	65	0.01	3	63	0.01
株主資本合計		11,604	2.27	14,208	2.91	2,603	13,783	2.74
その他有価証券評価差額金		912	0.18	1,279	0.26	367	573	0.11
土地再評価差額金	9	1,755	0.34	1,686	0.34	69	1,686	0.33
評価・換算差額等合計		843	0.16	407	0.08	436	1,113	0.22
純資産の部合計		12,447	2.43	14,615	2.99	2,167	14,896	2.96
負債及び純資産の部合計		512,516	100.00	488,799	100.00	23,717	503,740	100.00

## (2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	前中間会計期間(A) (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)		当中間会計期間(B) (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)		対前中 間期比 (B)-(A)	前事業年度の 要約損益計算書 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	増減 (百万円)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		6,235	100.00	6,712	100.00	477	13,403	100.00
資金運用収益		5,330		5,625		295	10,863	
(うち貸出金利息)		(4,773)		(4,678)		94	9,470	
(うち有価証券利 息配当金)		(503)		(805)		302	1,227	
役務取引等収益		711		825		113	1,463	
その他業務収益		122		194		72	346	
その他経常収益		71		67		4	730	
経常費用		7,003	112.31	6,170	91.92	833	20,170	150.48
資金調達費用		312		731		418	809	
(うち預金利息)		(213)		(632)		418	609	
役務取引等費用		587		527		60	1,123	
その他業務費用		292		176		115	480	
営業経費	1	3,419		3,117		302	6,814	
その他経常費用	2	2,391		1,617		773	10,942	
経常利益(損失)		767	12.31	542	8.08	1,310	6,766	50.48
特別利益		15	0.24	4	0.07	10	18	0.14
特別損失	3	79	1.27	102	1.53	23	340	2.54
	4							
税引前中間(当期)純利 益(損失)		831	13.34	444	6.62	1,275	7,088	52.88
法人税、住民税及び事 業税		8	0.14	16	0.24	7	17	0.13
法人税等調整額		0	0.00			0	623	4.65
中間(当期)純利益(損 失)		840	13.48	427	6.38	1,268	7,729	57.66

## (3) 中間株主資本等変動計算書

前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余 金	利益剰余金				利益剰余 金合計		
		資本準備 金	利益準備 金	その他利益剰余金					
				別途積立 金	繰越利益 剰余金				
平成18年3月31日残高	7,700	6,401	1,298	2,000	13,904	10,606	58	3,437	
中間会計期間中の変動額									
新株の発行	4,500	4,500						9,000	
資本の減少	4,204				4,204	4,204			
資本準備金の取崩(注)		6,401			6,401	6,401			
利益準備金の取崩(注)			1,298		1,298				
別途積立金の取崩(注)				2,000	2,000				
中間純損失					840	840		840	
自己株式の取得							3	3	
自己株式の処分					0	0	0	0	
土地再評価差額金の取崩					12	12		12	
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)									
中間会計期間中の変動額合計	295	1,901	1,298	2,000	13,075	9,777	3	8,167	
平成18年9月30日残高	7,995	4,500			828	828	62	11,604	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額 金	評価・換算差額 等合計	
平成18年3月31日残高	232	1,767	1,535	4,972
中間会計期間中の変動額				
新株の発行				9,000
資本の減少				
資本準備金の取崩(注)				
利益準備金の取崩(注)				
別途積立金の取崩(注)				
中間純損失				840
自己株式の取得				3
自己株式の処分				0
土地再評価差額金の取崩				12
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	680	12	692	692
中間会計期間中の変動額合計	680	12	692	7,475
平成18年9月30日残高	912	1,755	843	12,447

(注)平成18年6月の定時株主総会における損失処理項目であります。

当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成19年3月31日残高	12,495	9,000	7,649	63	13,783
中間会計期間中の変動額					
資本準備金の取崩(注)		7,649	7,649		
中間純利益			427		427
自己株式の取得				3	3
自己株式の処分			0	0	0
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)					
中間会計期間中の変動額合計		7,649	8,076	2	424
平成19年9月30日残高	12,495	1,350	427	65	14,208

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額 等合計	
平成19年3月31日残高	573	1,686	1,113	14,896
中間会計期間中の変動額				
資本準備金の取崩(注)				
中間純利益				427
自己株式の取得				3
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	706		706	706
中間会計期間中の変動額合計	706		706	281
平成19年9月30日残高	1,279	1,686	407	14,615

(注)平成19年6月の定時株主総会における損失処理項目であります。

## 前事業年度の株主資本等変動計算書(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余 金	利益剰余金				利益剰余 金合計		
		資本準備 金	利益準備 金	その他利益剰余金					
				別途積立 金	繰越利益 剰余金				
平成18年3月31日残高	7,700	6,401	1,298	2,000	13,904	10,606	58	3,437	
事業年度中の変動額									
新株の発行	9,000	9,000						18,000	
資本の減少	4,204				4,204	4,204			
資本準備金の取崩(注)		6,401			6,401	6,401			
利益準備金の取崩(注)			1,298		1,298				
別途積立金の取崩(注)				2,000	2,000				
当期純損失					7,729	7,729		7,729	
自己株式の取得							5	5	
自己株式の処分						0	0	0	
土地再評価差額金の取崩					81	81		81	
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	4,795	2,598	1,298	2,000	6,255	2,957	4	10,346	
平成19年3月31日残高	12,495	9,000			7,649	7,649	63	13,783	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額 金	評価・換算差額 等合計	
平成18年3月31日残高	232	1,767	1,535	4,972
事業年度中の変動額				
新株の発行				18,000
資本の減少				
資本準備金の取崩(注)				
利益準備金の取崩(注)				
別途積立金の取崩(注)				
当期純損失				7,729
自己株式の取得				5
自己株式の処分				0
土地再評価差額金の取崩				81
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)	340	81	421	421
事業年度中の変動額合計	340	81	421	9,924
平成19年3月31日残高	573	1,686	1,113	14,896

(注)平成18年6月の定時株主総会における損失処理項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	同 左	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同 左	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：39年～47年 動産：4年～6年  (2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：39年～47年 動産：4年～6年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ0百万円減少しております。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これにより、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ8百万円減少しております。  (2) 無形固定資産 同 左	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：39年～47年 動産：4年～6年  (2) 無形固定資産 同 左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5.繰延資産 の処理方法	(1) 株式交付費の処理方法 株式交付費は、その他資産に 計上し、3年で定額法により償 却しております。 (2) 社債発行費の処理方法 社債発行費は、その他資産に 計上し、3年間の均等償却を行 っております。	(1) 株式交付費の処理方法 同 左  (2) 社債発行費の処理方法 同 左	(1) 株式交付費の処理方法 同 左  (2) 社債発行費の処理方法 同 左
6.引当金の 計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めてい る償却・引当基準に則り、次の とおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の 自己査定に係る内部統制の検 証並びに貸倒償却及び貸倒引 当金の監査に関する実務指針」 (日本公認会計士協会銀行等監 査特別委員会報告第4号)に規 定する正常先債権及び要注意 先債権に相当する債権につい ては、一定の種類毎に分類し、 過去の一定期間(算定期間につ いては前事業年度より将来の 予想損失を勘案し9月末及び 3月末を基準日とする5算定 期間)における各々の貸倒実績 から算出した貸倒実績率等に 基づき引き当てております。破 綻懸念先債権に相当する債権 については、債権額から担保の 処分可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除し、そ の残額のうち必要と認める額 を引き当てております。破綻先 債権及び実質破綻先債権に相 当する債権については、債権額 から、担保の処分可能見込額及 び保証による回収可能見込額 を控除した残額を引き当てて おります。 すべての債権は、資産の自己 査定基準に基づき、営業関連部 署の協力の下に資産査定部署 が資産査定を実施しており、そ の査定結果により上記の引当 を行っております。 (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞 与の支払いに備えるため、従業 員に対する賞与の支給見込額 のうち、当中間会計期間に帰属 する額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めてい る償却・引当基準に則り、次の とおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の 自己査定に係る内部統制の検 証並びに貸倒償却及び貸倒引 当金の監査に関する実務指針」 (日本公認会計士協会銀行等監 査特別委員会報告第4号)に規 定する正常先債権及び要注意 先債権に相当する債権につい ては、一定の種類毎に分類し、 過去の一定期間(算定期間につ いては将来の予想損失を勘案 し9月末及び3月末を基準日 とする5算定期間)における 各々の貸倒実績から算出した 貸倒実績率等に基づき引き当 てております。破綻懸念先債権 に相当する債権については、債 権額から担保の処分可能見込 額及び保証による回収可能見 込額を控除し、その残額のうち 必要と認める額を引き当てて おります。破綻先債権及び実質 破綻先債権に相当する債権に ついては、債権額から、担保の 処分可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除した 残額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己 査定基準に基づき、営業関連部 署の協力の下に資産査定部署 が資産査定を実施しており、そ の査定結果により上記の引当 を行っております。 (2) 賞与引当金 同 左	(1) 貸倒引当金 同 左  (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞 与の支払いに備えるため、従業 員に対する賞与の支給見込額 のうち、当事業年度に帰属す る額を計上しております。



	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異:各発生年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(1,407百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同 左</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異:各発生年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(1,407百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p>
		<p>(4) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積ることができ金額を計上しております。内容は次のとおりです。 ・預金払戻損失引当金 預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った預金の払戻請求に基づく支払に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、一定の要件を満たす預金については、負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以降開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は17百万円増加し、経常利益は同額減少しております。また、特別損失は79百万円増加し、税引前中間純利益は96百万円減少し</p>	

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		しております。	
7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同 左	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は12,447百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間末における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告) 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準を適用しております。なお、これによる影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は14,896百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告) 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準を適用しております。なお、これによる影響はありません。</p>

前中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
<p>(繰延資産の会計処理に関する実務対応報告) 「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の均等償却を行っております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(繰延資産の会計処理に関する実務対応報告) 「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の均等償却を行っております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処理損失」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	<p>_____</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>1. 関係会社の株式総額 22百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,533百万円、延滞債権額は38,802百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,796百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は56,131百万円であります。 なお、2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,433百万円であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 22百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,614百万円、延滞債権額は31,802百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は317百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,433百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は50,168百万円あります。 なお、2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,190百万円あります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 22百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,323百万円、延滞債権額は31,763百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,931百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,019百万円あります。 なお、2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,036百万円あります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>7.担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産  有価証券 31,167百万円  預け金 3百万円  担保資産に対応する債務  預金 613百万円  上記のほか、内国為替決済、公金収納の取引の担保として、預け金63百万円、有価証券19,734百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は25百万円であります。</p> <p>8.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約は、契約残存期間が1年以内の任意の時期に無条件で取消可能なもので、融資未実行残高は、17,978百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>7.担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産  有価証券 23,618百万円  預け金 3百万円  担保資産に対応する債務  預金 811百万円  上記のほか、内国為替決済、公金収納の取引の担保として、預け金62百万円、有価証券14,218百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は1,027百万円であります。</p> <p>8.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約は、契約残存期間が1年以内の任意の時期に無条件で取消可能なもので、融資未実行残高は、15,886百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>7.担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産  有価証券 26,599百万円  預け金 3百万円  担保資産に対応する債務  預金 527百万円  上記のほか、内国為替決済、公金収納の取引の担保として、預け金62百万円、有価証券15,107百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は1,027百万円であります。</p> <p>8.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約は、契約残存期間が1年以内の任意の時期に無条件で取消可能なもので、融資未実行残高は、24,811百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,346百万円</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 6,102百万円</p> <p>11. 有形固定資産の圧縮記帳額 538百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>12. 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,213百万円</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 6,077百万円</p> <p>11. 有形固定資産の圧縮記帳額 538百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>12. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は200百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ100百万円減少します。</p>	<p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,195百万円</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 6,240百万円</p> <p>11. 有形固定資産の圧縮記帳額 538百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p> <p>12. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は200百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ200百万円減少しております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)																																																																																																																																												
<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>140百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>50百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額2,343百万円、株式売却損8百万円を含んでおります。</p> <p>3. 当中間会計期間において、以下の資産について地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額34百万円を特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大分県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>27百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3物件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>営業用店舗</td> <td>建物</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1物件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大分県外</td> <td>遊休資産</td> <td>建物</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1物件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>34百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却予定額及び不動産鑑定評価基準等により評価しております。</p>	建物・動産	140百万円	その他	50百万円	場所	主な用途	種類	減損損失	大分県内	遊休資産	土地	27百万円		3物件				営業用店舗	建物	6百万円		1物件			大分県外	遊休資産	建物	0百万円		1物件			合計			34百万円	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>122百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>50百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,272百万円、株式等償却272百万円、預金払戻損失引当金繰入額17百万円を含んでおります。</p> <p>3. 当中間会計期間において、以下の資産について地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額18百万円を特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大分県内</td> <td>営業用店舗</td> <td>建物</td> <td>18百万円</td> </tr> <tr> <td>1物件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>18百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位を基本とし、エリア制を導入している地域については母店と衛星店を合わせたエリア単位をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価基準等により評価しております。</p> <p>(資産のグルーピングの変更)</p> <p>従来、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位をグルーピングの単位としておりました。金融機能強化のための特別措置に関する法律第4条に基づき策定した「経営強化計画」により、平成18年10月より営業店をフルバンキング機能を有する「母店」と窓口業務に特化した「衛星店」に移行するエリア制を一部地域に導入し、エリア制を導入している地域については管理会計の単位を母店と衛星店を合わせたエリア単位としております。これに伴い、資産のグルーピングの単位を変更しております。</p> <p>なお、この変更による損益に与える影響はございません。</p> <p>4. 特別損失には、過年度預金払戻損失引当金繰入額79百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	122百万円	その他	50百万円	場所	主な用途	種類	減損損失	大分県内	営業用店舗	建物	18百万円	1物件				合計			18百万円	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>269百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>97百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他の経常費用には、債権売却損1,631百万円を含んでおります。</p> <p>3. 当事業年度において、以下の資産について地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額250百万円を特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大分県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>27百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3物件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>営業用店舗</td> <td>土地</td> <td>37百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5物件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>"</td> <td>建物</td> <td>89百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>"</td> <td>動産</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>寮・社宅</td> <td>土地</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2物件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>"</td> <td>建物</td> <td>39百万円</td> </tr> <tr> <td>大分県外</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>40百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1物件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>"</td> <td>建物</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>営業用店舗</td> <td>建物</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1物件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>"</td> <td>借地権</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>寮・社宅</td> <td>土地</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1物件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>"</td> <td>建物</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>250百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価基準等により評価しております。</p> <p>4. その他の特別損失には、早期退職制度に伴う退職加算金44百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	269百万円	その他	97百万円	場所	主な用途	種類	減損損失	大分県内	遊休資産	土地	27百万円		3物件				営業用店舗	土地	37百万円		5物件				"	建物	89百万円		"	動産	2百万円		寮・社宅	土地	1百万円		2物件				"	建物	39百万円	大分県外	遊休資産	土地	40百万円		1物件				"	建物	5百万円		営業用店舗	建物	1百万円		1物件				"	借地権	4百万円		寮・社宅	土地	1百万円		1物件				"	建物	0百万円	合計			250百万円
建物・動産	140百万円																																																																																																																																													
その他	50百万円																																																																																																																																													
場所	主な用途	種類	減損損失																																																																																																																																											
大分県内	遊休資産	土地	27百万円																																																																																																																																											
	3物件																																																																																																																																													
	営業用店舗	建物	6百万円																																																																																																																																											
	1物件																																																																																																																																													
大分県外	遊休資産	建物	0百万円																																																																																																																																											
	1物件																																																																																																																																													
合計			34百万円																																																																																																																																											
建物・動産	122百万円																																																																																																																																													
その他	50百万円																																																																																																																																													
場所	主な用途	種類	減損損失																																																																																																																																											
大分県内	営業用店舗	建物	18百万円																																																																																																																																											
1物件																																																																																																																																														
合計			18百万円																																																																																																																																											
建物・動産	269百万円																																																																																																																																													
その他	97百万円																																																																																																																																													
場所	主な用途	種類	減損損失																																																																																																																																											
大分県内	遊休資産	土地	27百万円																																																																																																																																											
	3物件																																																																																																																																													
	営業用店舗	土地	37百万円																																																																																																																																											
	5物件																																																																																																																																													
	"	建物	89百万円																																																																																																																																											
	"	動産	2百万円																																																																																																																																											
	寮・社宅	土地	1百万円																																																																																																																																											
	2物件																																																																																																																																													
	"	建物	39百万円																																																																																																																																											
大分県外	遊休資産	土地	40百万円																																																																																																																																											
	1物件																																																																																																																																													
	"	建物	5百万円																																																																																																																																											
	営業用店舗	建物	1百万円																																																																																																																																											
	1物件																																																																																																																																													
	"	借地権	4百万円																																																																																																																																											
	寮・社宅	土地	1百万円																																																																																																																																											
	1物件																																																																																																																																													
	"	建物	0百万円																																																																																																																																											
合計			250百万円																																																																																																																																											



## (中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当中間会計期間増加株式数(千株)	当中間会計期間減少株式数(千株)	当中間会計期間末株式数(千株)
普通株式 (注)1、2	131	14	0	145
合計	131	14	0	145

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加14千株は、単位未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単位未満株式の売却による減少であります。

当中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当中間会計期間増加株式数(千株)	当中間会計期間減少株式数(千株)	当中間会計期間末株式数(千株)
普通株式 (注)1、2	153	20	2	171
合計	153	20	2	171

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加20千株は、単位未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少2千株は、単位未満株式の売却による減少であります。

前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式 (注)1、2	131	24	2	153
合計	131	24	2	153

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加24千株は、単位未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少2千株は、単位未満株式の売却による減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
<p>(借手側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額 動産 922百万円 合計 922百万円</p> <p>減価償却累計額 動産 678百万円 合計 678百万円</p> <p>中間会計期間末残高相当額 動産 243百万円 合計 243百万円</p> <p>2. 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 147百万円 1年超 171百万円 合計 319百万円</p> <p>3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <p>支払リース料 94百万円 減価償却費相当額 82百万円 支払利息相当額 11百万円</p> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	<p>(借手側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額 動産 780百万円 合計 780百万円</p> <p>減価償却累計額 動産 658百万円 合計 658百万円</p> <p>中間会計期間末残高相当額 動産 122百万円 合計 122百万円</p> <p>2. 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 74百万円 1年超 66百万円 合計 140百万円</p> <p>3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <p>支払リース料 67百万円 減価償却費相当額 60百万円 支払利息相当額 6百万円</p> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	<p>(借手側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>取得価額相当額 動産 784百万円 合計 784百万円</p> <p>減価償却累計額 動産 604百万円 合計 604百万円</p> <p>期末残高相当額 動産 179百万円 合計 179百万円</p> <p>2. 未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年内 102百万円 1年超 98百万円 合計 200百万円</p> <p>3. 当期の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <p>支払リース料 179百万円 減価償却費相当額 158百万円 支払利息相当額 20百万円</p> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>5. 利息相当額の算定方法 リース総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度末(平成19年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

## (重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>増資について</p> <p>当行は、平成18年11月22日開催の取締役会において、株式会社整理回収機構を引受先とする優先株式90億円の発行を下記のとおり決議し、平成18年12月18日に払込が完了しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 財務基盤の強化のため。</li> <li>・募集株式の種類 株式会社豊和銀行第1回C種優先株式</li> <li>・募集株式の数 9,000,000株</li> <li>・払込金額 1株につき1,000円</li> <li>・資本組入額 1株につき500円</li> <li>・発行方法 第三者割当の方法により、株式会社整理回収機構に対して全株式を割り当てる。</li> </ul>		<p>債権の取立不能のおそれについて</p> <p>当行の取引先である株式会社ソゴウは、平成19年6月6日大分地方裁判所へ破産手続開始申立を行いました。同日現在の同社の負債総額は1,039百万円であります。</p> <p>当行の同社に対する債権額は850百万円で、担保等を控除した回収不能見込額は450百万円であり、翌事業年度において同額を損失処理する予定であります。</p>

## 6. その他

該当ありません。